

消費税を廃止しても財源はある

格差是正の税制改革

不公平な税制をただす会共同代表

税理士 菅隆徳

(1) 菅政権の税制改定

目立つ大企業へのさらなる減税

新型コロナウイルスの感染拡大で消費が低迷し、中小企業の経営は危機的な状況だ。それにもかかわらず、自民・公明両党が合意（2020年12月10日）した来年度の税制改正大綱には、国民生活や経営を直接支える消費税減税はもりこまれなかった。コロナ禍で増幅する格差拡大のは是正策もない。

目立つのは大企業へのさらなる減税だ。

大綱にはコロナ後の「経済再生」策として、研究開発減税の拡充が盛り込まれた。

研究開発減税は研究開発を行っている企業の試験研究費のうち一定の割合を、法人税額から減らす制度だ。90%は大企業が使っている。デジタル化の促進を口実に、これまで対象にならなかったソフトウェアも減税の対象にする。売上高が減少した企業は、法人税から控除できる上限を、現行の25%から30%に引き上げる。

「クラウド」（インターネット経由でさまざまな情報通信技術を利用できるサービス）を導入した場合、投資額の最大5%を納税額から差し引くなどの「デジタルトランスフォーメーション投資促進税制」を創設する。

さらに大企業には、赤字を翌年以降の黒字と相殺できる繰越欠損金制度を拡充。所得から控除できる上限を、現行の50%から100%に引き上げる。

「中小企業の経営資源の集約化に資する税制」として、中小企業の買収に関わる法人税の軽減措置を導入する。財務省の財政制度審議会の建議（2020年11月25日）は中小企業の「新陳代謝の促進」を強調した。中小企業の淘汰を促すものにならないか危惧される。

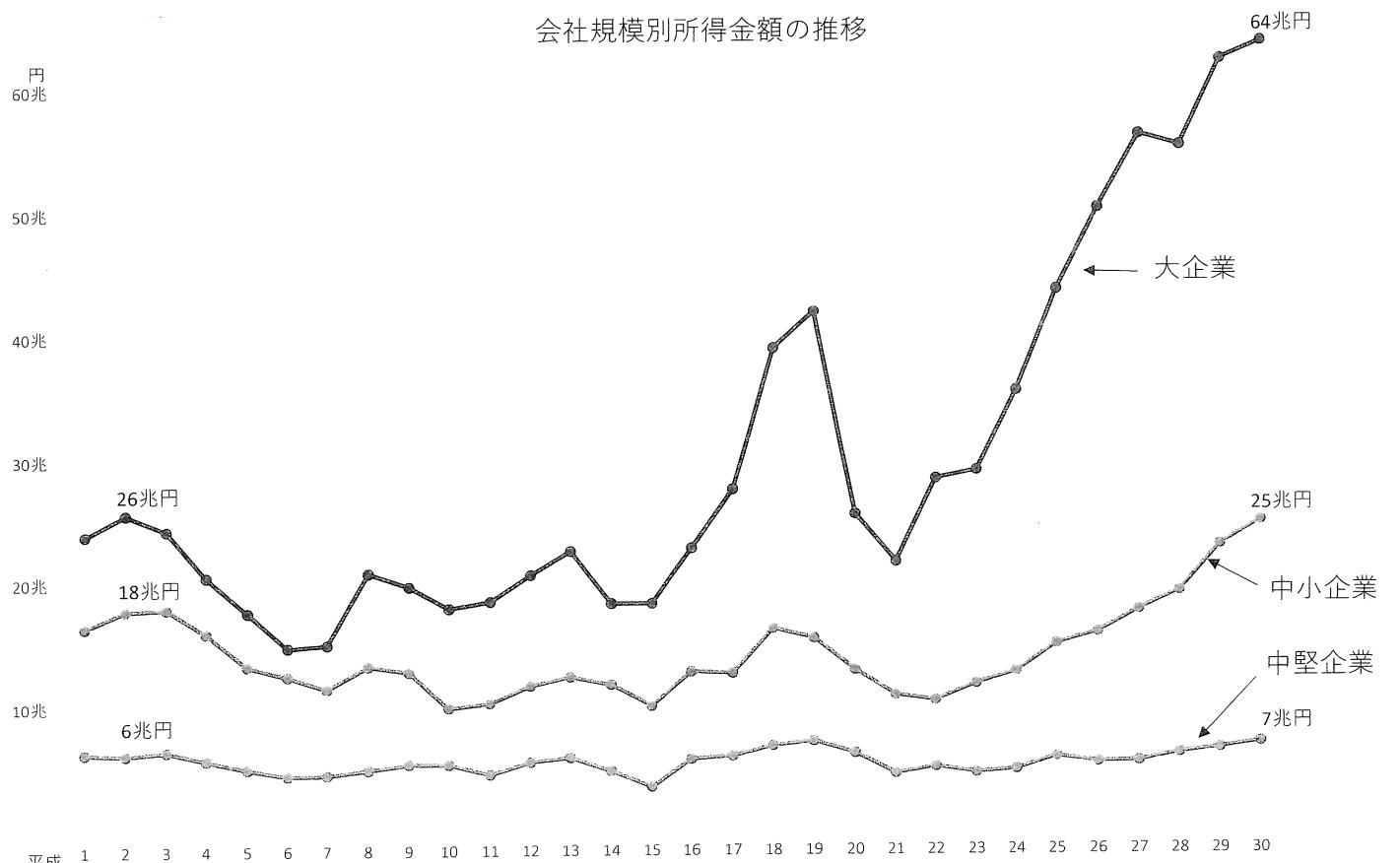
固定資産税は2021年度に限り、すべての土地で課税額が増えないよう特別措置を導入。地価が上昇した土地の課税額は据え置き、下落分はそのまま引下げる。

自動車重量税を減免するエコカー減税は2年間延長。自動車取得時に車体価額の3%が課される「環境性能割」も、非課税の割合を現行の約5割のままとし、2021年3月末までとしてきた1%分の軽減措置を9か月間延長する。

住宅ローン減税は、控除期間を当初の10年間から3年間延長する特例措置を延長。原則として2020年末までとしていた入居期限を22年末までとし、対象となる住居面積要件も緩和する。

消費税導入から31年、法人税率と所得税の最高税率は大幅に引き下げられ、消費税率は引上げが続いた。大企業と富裕層は減税の恩恵を受け、庶民と中小企業は増税に苦しんだ。大企業と中堅・中小企業の所得格差は飛躍的に拡大している（図1）。

(図1)



（出所）国税庁各年度の「会社標本調査」から税理士菅隆徳が計算、作成。大企業は資本金10億円以上+連結法人。中堅企業は資本金1億円～10億円未満。中小企業は資本金1億円未満。所得金額＝申告所得金額+受取配当益金不算入額+外国子会社から受けける配当等益金不算入額+連結納税による所得相殺額として計

この税制のゆがみを正して公平な税制を実現し、格差を是正していくことが求められる。大企業や富裕層に応分の負担を求ることで、年間42兆円の財源が生まれる（不公平な税制をただす会試算）。そうすれば、消費税に頼らなくても社会保障の財源を生み出せる。

菅政権の税制改定は安倍政権のアベノミクス成長戦略を引き継ぎ、大企業、富裕層優遇が経済成長をもたらすという政策のようだ。

アベノミクス成長戦略には独特的の認識があった。日本経済が停滞しているのは、大企業の収益が停滞しているために中小企業の投資や雇用も停滞し、日本経済も停滞しているという認識だ。そこで、何よりもまず大企業の収益拡大が最優先課題だとした。「企業が世界で一番活躍できる社会をつくる」という言葉に表れている。

しかし、大企業収益は毎年のように増大し、内部留保も膨れ上がっていったにもかかわらず

ず、経済は停滞し続けた。所得格差は拡がった。つまり、大企業収益の停滞が日本経済の停滞原因だという認識は誤りだったのだ。

大企業は所得を大幅に増やしているにもかかわらず、税負担は様々な優遇措置により、中小企業の半分となっている（詳しくは後述）。富裕層は大幅に所得を増やしているにもかかわらず、所得税の最高税率の引下げや証券優遇税制などにより、税負担は極端に低い。菅政権はこうした税制のゆがみ、不公平を是正する考えがない。

資本主義の下での格差の拡大を是正するためには、互いに支えあう仕組みが欠かせない。コロナ禍が所得格差を増幅している今こそ、税制度は「応能負担原則」で、累進性を強化して、大企業や富裕層には、能力に応じた負担を求め、所得再配分を進めていくことが重要だ。

（2）消費税導入 30 年、拡がる所得格差

消費税が 1989 年に導入されてから 31 年、法人でも個人でも所得格差が急激に拡大している。

① 法人の所得格差

（図 1）会社規模別所得金額の推移をご覧いただきたい。大企業、中堅企業、中小企業の会社規模別に、その年の所得金額を集計し、平成元年（1989 年）から平成 30 年（2018 年）までの推移を示したものだ。

会社規模別の所得金額は、平成 2 年に、大企業 26 兆円、中小企業 18 兆円、中堅企業 6 兆円だったものが、平成 30 年には、大企業 64 兆円（2.5 倍）、中小企業 25 兆円（1.4 倍）、中堅企業 7 兆円（1.2 倍）となっている。大企業と中小企業の所得格差は 1.4 倍から 2.6 倍に拡がっている。リーマンショックの平成 20 年以後、格差は急激に拡大している。

（表 1）会社規模別 1 社当たりの所得金額の推移をご覧いただきたい。（図 1）の総額で計算した所得金額を、法人 1 社当たりの所得金額で計算したものである。これを見ると、平成元年に中小企業（17.0 百万円）の 481 倍であった大企業の所得金額（8182.8 百万円）は、平成 30 年には、中小企業（24.7 百万円）の 538 倍の 13310.9 百万円となっている。

② 個人の所得格差

次に個人の所得格差について見てみよう。（図 2）所得上位 1%、10%、下位 90% の人の平均所得金額の推移をご覧いただきたい。バブル経済が落ち着いた平成 4 年度と平成 30 年度を比較してみる。所得上位 1% の人の所得金額は、平成 4 年（67 百万円）から平成 30 年（140 百万円）～2.1 倍となっている。所得下位 90% の人の所得金額は、平成 4 年（3 百万円）から平成 30 年（4 百万円）と 1.3 倍だが、この 30 年間 3 百万円と 4 百万円の間でほとんど増えていない。高額所得者と中・低所得者の所得格差の拡大は歴然としている。これが消費税導入 30 年の実態である。

（3）法人税減税と大企業の税負担

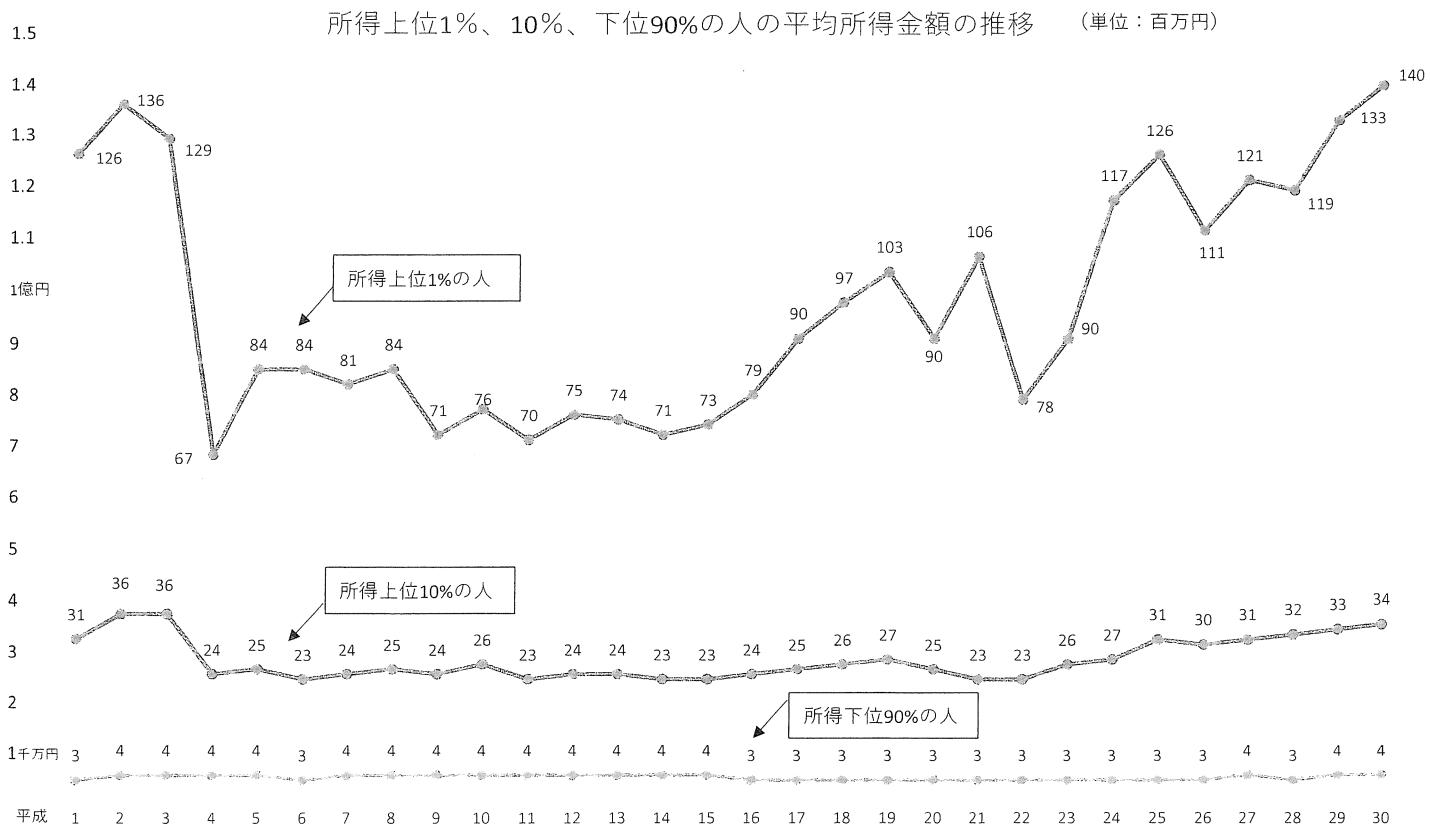
1989 年の消費税導入後、消費税の増税に並行して、法人税の減税が行われてきた。法人税率は消費税導入時の 1989 年度では 40% だったが、1990～97 年度 37.5%、1998 年度 34.5%、1999 年～2011 年度 30%、2012 年～14 年度 25.5%、2015 年度 23.9%、2016 年～

(表1)

会社規模別1社当たりの所得金額の推移

	中小企業	中堅企業	大企業	備考
平成1年	17.0百万円	403.8百万円	8,182.8百万円	
2	17.0	330.7	7,790.9	
3	16.5	382.4	6,843.4	
4	15.2	354.0	5,817.9	
5	14.2	323.5	5,197.5	
6	15.5	302.4	4,443.3	
7	13.8	300.8	4,456.5	
8	15.9	320.5	5,802.5	
9	15.2	333.6	5,342.3	
10	12.4	336.2	5,115.7	
11	14.0	297.9	5,592.0	
12	15.1	344.9	5,686.6	
13	15.9	350.9	5,917.7	
14	15.4	294.5	5,208.2	
15	12.7	210.2	5,129.4	
16	15.6	343.0	5,836.1	
17	15.4	361.4	6,513.1	
18	19.2	383.1	8,583.0	
19	18.7	420.7	9,190.6	
20	18.0	431.6	6,945.4	
21	15.7	332.5	6,534.8	
22	15.4	349.8	7,738.8	
23	17.0	495.2	8,031.3	
24	17.5	454.7	8,276.0	
25	18.7	477.3	9,353.3	
26	18.6	463.6	10,699.0	
27	19.4	482.2	11,557.0	
28	20.3	560.3	11,320.6	
29	23.4	611.5	12,593.8	
30	24.7	688.3	13,310.9	

(図2)



(出所) 国税庁「申告所得税標本調査」をもとに税理士菅隆徳が作成。

17年度 23.4%、2018年度には 23.2%にまで一貫して引き下げられ、半分近くになった(図3)。

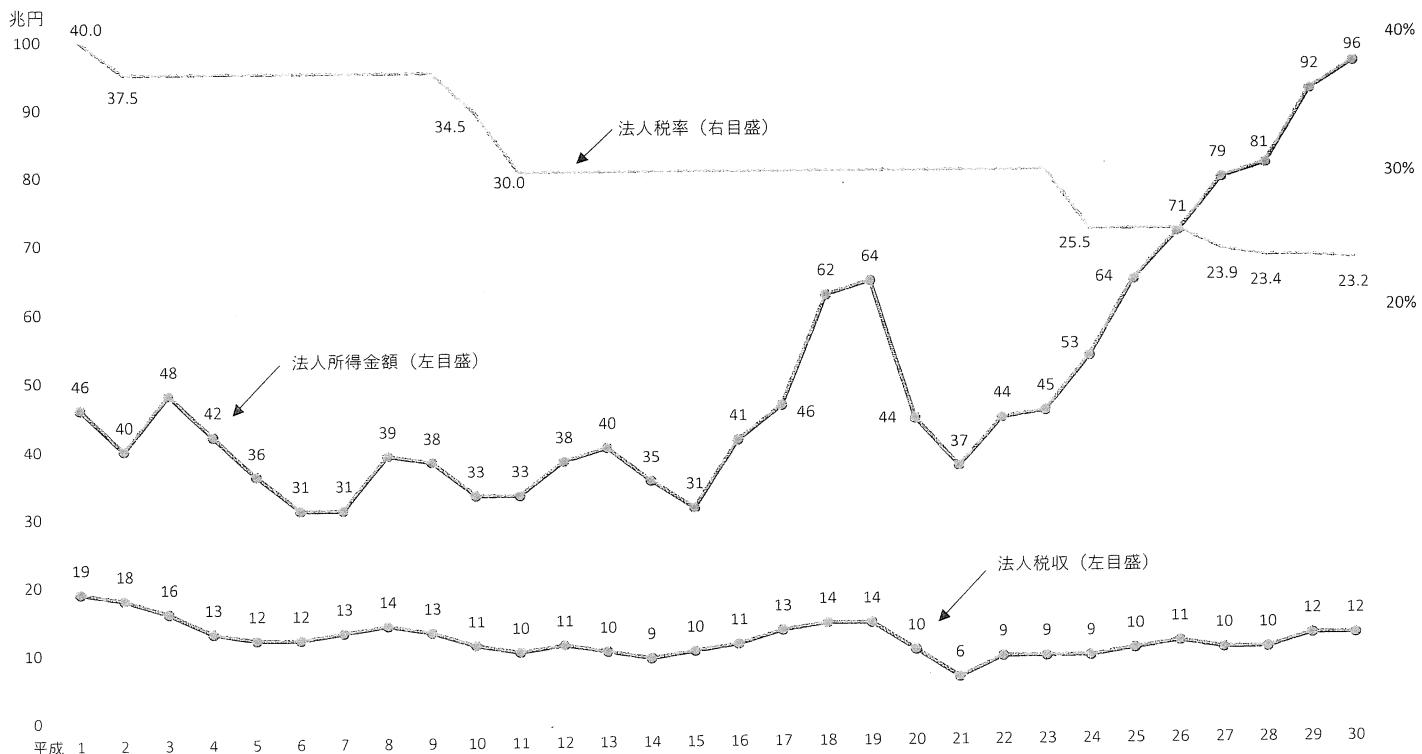
一方でこの間の法人所得金額はどうなっていただろうか。(図3)を参照していたい。法人所得金額は平成元年46兆円、平成10年33兆円、平成15年31兆円と減少傾向だったものが、平成18年62兆円、平成19年64兆円と上昇し、平成20年のリーマンショック(44兆円)を経て、その後平成25年64兆円、平成28年81兆円、平成30年96兆円と急上昇している。

それではこの間の法人税収の推移はどうだろうか。法人所得の上昇に見合って、法人税収も上昇したのだろうか。(図3)を見るように、平成21年以降の法人所得の急上昇にもかかわらず、法人税収は全く停滞している。

その原因は二つある。①法人税率の引下げと、②大企業減税の拡大である。法人税率の引下げの経過は、既に述べたとおりである。法人所得が増えても、法人税率の引下げによって

(23)

法人所得、法人税率、法人税収の推移



(出所) 国税庁各年度の「会社標本調査」をもとに、税理士菅隆徳が計算、作成。法人所得金額 = 申告所得金額+受取配当益金不算入額
+外国子会社から受ける配当等益金不算入額+連結納税による所得相殺額として計算。

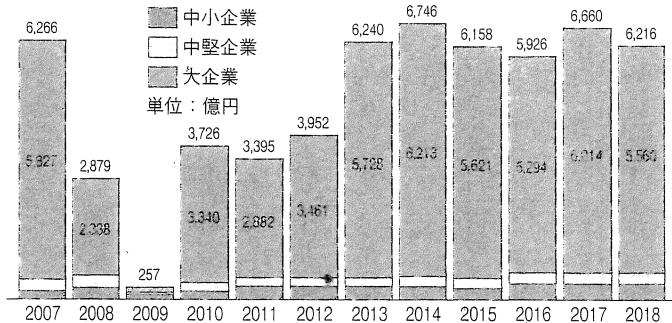
法人税収は増えないのである。②の大企業減税は二つある。一つは研究開発減税などの租税特別措置法による大企業減税の拡大である。平成 24 年（2012 年）12 月の第二次安倍内閣成立以降、租税特別措置法による減税額は、野田内閣の時と比べて倍増した。野田内閣の 2012 年度は 1 兆 2,116 億円だった減税額は、2013 年度は 1 兆 7,870 億円、2014 年度は 2 兆 5,600 億円と倍増した。その後も 2 兆 4,000 億円前後で推移している。そのうち研究開発減税額の増加については（図 4）を参照していただきたい。二つ目は受取配当益金不算入などの法人税法上の大企業優遇税制の拡大である。大企業の受取配当益金不算入額は、第二次安倍内閣になってから急増し、平成 24 年（2012 年）10.1 兆円だったものが、平成 30 年（2018 年）には、21.6 兆円になっている（図 5 参照）。

法人税率の引下げ、大企業優遇税制の拡大が、法人所得の急増にもかかわらず、法人税収の停滞をもたらしている。つまり法人税収の空洞化を起こしている。

大企業には所得の大きさに見合った、適切な課税が必要である。不公平な税制をただして、応能負担の法人税に税制改革が必要だ。大企業優遇税制を廃止して、法人税にも所得税並みの累進税率を導入すべきである。そうしてこそ、能力に応じた適切な課税と言えるのではないか。

(三)4)

研究開発減税の推移

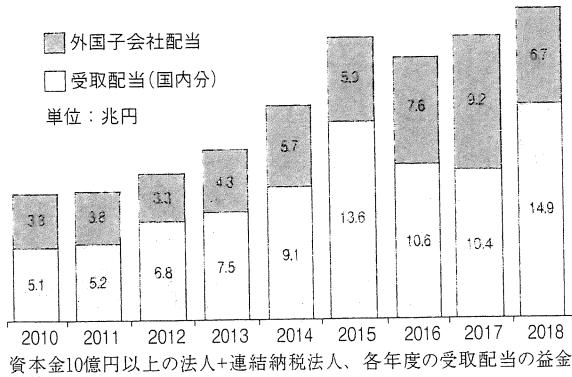


注：中小企業は資本金1億円以下、中堅企業は1～10億円、大企業は10億円以上と連結納税法人

資料：2013年度までは国税庁「法人企業の実態」、2014年度以降は財務省「租税特別措置の適用実態調査」による

(四)5)

大企業の受取配当益金不算入額の推移



注：資本金10億円以上の法人+連結納税法人、各年度の受取配当の益金不算入額

注：益金不算入額にその時々の税率を乗じた額が、減税効果となる。

資料：国税庁「会社標本調査結果報告」(2010～2018年度)

(4) 大企業優遇税制の実態

大企業優遇税制の実態は上場企業の決算書で明らかになっている。上場企業の2019年度の決算が公表されている。コロナ危機の中で多くの業種で業績悪化となった。上場企業全体の最終損益は23兆1,091億円の黒字となり、製造業で9兆4,087億円、非製造業で13兆7,003億円の黒字が出る内訳となった。前年同期比で利益は減少しており、全体で31.0%減り、2期連続の減益となった。大企業はアベノミクスの恩恵を受けて、経常利益は2012年から2019年には1.60倍になった。2020年にはコロナが直撃し、利益は落ち込んだものの、内部留保は増え続け、2012年の1.54倍に達している。内部留保を増やしているのは、人件費の抑制と法人税減税である。

(表2)

主要大企業の法人3税負担率

企業名	2019年度			
	税引前純利益 (億円)	法人3税 (億円)	法定実効税率 (%)	負担率 (%)
トヨタ自動車	17,354	3,405	30.1	19.6
NTTドコモ	8,791	2,574	30.6	29.3
KDDI	7,974	2,431	30.6	30.5
東海旅客鉄道	5,399	1,642	非開示	30.4
本田技研工業	4,696	557	30.2	11.9
三井物産	3,846	△67	31.0	△1.7
三菱商事	3,002	△69	30.6	△2.3
任天堂	2,971	967	非開示	32.5
日本たばこ産業	2,959	373	30.43	12.6
ブリヂストン	2,750	458	30.6	16.7
大和ハウス工業	2,669	738	30.6	27.7
アステラス製薬	2,571	27	30.5	1.1
伊藤忠商事	2,561	176	31.0	6.9
キーインス	2,503	732	30.7	29.2
東日本旅客鉄道	2,174	536	30.5	24.7
東京エレクトロン	2,098	△12	30.62	△0.6
パナソニック	1,962	76	30.4	3.9
三井不動産	1,917	442	30.6	23.1
信越化学工業	1,750	428	30.5	24.5
ダイキン工業	1,636	217	30.6	13.3
合計・平均	81,583	15,631	30.6	19.2

(注) 持株会社、金融業は除く。法人3税（法人税・法人住民税・法人事業税）の負担金額を税引前純利益の金額で割って実際の負担率を計算。法定実効税率は各社の有価証券報告書に記載されている税率。

(出所) 各社の有価証券報告書に記載された個別損益計算書より税理士菅隆徳が作成。

ところで、これらの企業の実際の税負担率はどうなっているのであろうか。有価証券報告書から、これらの企業の法定実効税率と実際の税負担率を比較計算したものが（表2）である。

トヨタ自動車は法定実効税率は30.1%であるのに、実際の税負担率は19.6%。本田技研工業は30.2%に対して11.9%。三菱商事は30.6%に対して△2.3%という具合である。主要20社平均では、法定実効税率30.6%に対して実際の税負担率は19.2%になる。

実際の税負担率がなぜこんなに低いのか。理由は2つある。一つは大企業優遇税制のための莫大な減税があること（租税特別措置という）である。二つは法人税の税率が比例税率（所得が増えても税率は上がらない一律税率）であるため、儲けが増えても、それほど税金

が増えないためである。

トヨタ自動車は税引前純利益 1兆 7,354 億円で法定実効税率 30.1%だから、法人三税は 5,200 億円程度になるはずである。ところが実際に支払った法人三税は 3,405 億円となっている。有価証券報告書のデータから調べてみると、試験研究費の税額控除で 798 億円、受取配当益金不算入で 1,856 億円の減税になっていると推定される。

三菱商事は税引前純利益 3,002 億円で法定実効税率 30.6%だから、法人三税は 918 億円程度になるはずである。ところが実際に支払った法人三税は△69 億円となっている。受取配当益金不算入で 1,588 億円の減税になっていると推定される。

大企業優遇税制がこれらの企業の税負担を大幅に減らしているのだ。大企業優遇税制をただせば、(表 3) のように年間 6兆 8,340 億円 (2018 年度) の法人税の財源が生まれる。なお、試験研究費の税額控除は研究開発費減税といわれるもので、租税特別措置法による大企業優遇税制の一つである。受取配当益金不算入は子会社等からの配当を利益から除くというもので法人税法による大企業優遇税制である。

(表3)

2018年度の大企業減税額の試算

(1) 租税特別措置による大企業の減税額

減税項目		減税額	概要
租税特別措置法関係		1兆2,493億円	試験研究費の税額控除など
法人税法の租税特別措置	受取配当益金不算入	3兆4,630億円	受取配当を利益から除き、減税するもの
	外国子会社配当益金不算入	1兆5,628億円	外国籍企業の外国子会社からの配当の95%を利益から除く減税
	連結納税	5,589億円	国内子会社の所得を親会社の所得と合算して法人税を計算する仕組み。連結納税グループ企業の中に赤字法人があると、各企業の黒字と赤字が相殺されるため課税所得が減り、個別に納税するより法人税が減税になる
合計 ①		6兆8,340億円	

(2) 法人税率引き下げによる減税額

減税項目	減税額	概要
課税所得分	7兆5,162億円	大企業の課税所得 × 18.8% (注①)
減税対応分	1兆2,848億円	大企業の減税額 (6兆8,340億円) × 18.8%
合計 ②	8兆8,010億円	

合計①+②で
15兆円を超える
財源が生まれる！

注① 18.8%とは消費税導入前の法人税率42% - 2018年度の法人税率23.2%。大企業の課税所得は39兆9,800億円。
(出所)財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」国税庁「会社標本調査結果」(税務統計から見た法人企業の実態)「平成30事務年度法人税等の申告(課税)事績の概要」より税理士菅隆徳が計算、作成。

(5) 法人税に累進課税導入で財源 22兆円

① 法人税を累進課税にするとは？

現在の法人税率は 23.2%（2018 年度から）の比例税率になっている。比例税率とは所得が増えても同じ一律の税率ということだ。累進税率の場合は、所得が増えると税率も上がる。所得税は累進税率をとっている。能力に応じた負担といえば、法人税も累進課税にすべきだ。

そこで私は国税庁の資料に基づき、①大企業優遇税制を廃止し、②法人税に所得税並みの累進税率、5%、15%、25%、35%、45% の 5 段階の超過累進税率を導入した場合の法人税収の推定を行った。

私はこの金額を以下のようなプロセスで推定した。

1) 国税庁の「会社標本調査」「法人税等の申告（課税）事績の概要」のデータに基づき、資本金階級別申告所得金額に、優遇税制により所得金額が減額されたいた受取配当益金不算入額、外国子会社受取配当益金不算入金額、連結納税による所得相殺金額などを加算して、合計所得金額を算出する・・・・これが本来の課税所得金額になる。

2) 法人税に所得税並みの超過累進課税

(1) で算出した資本金階級別合計所得金額を利益法人数で除して、1 社当たりの平均所得金額を算出。1 社当たりの平均所得金額に所得税並みの超過累進税率をかけて、累進税率による 1 社当たり法人税額を算出。この法人税額に、利益法人数をかけて、資本金階級別・累進税率による法人税収を算出。これを合計すると法人税を累進税率とした場合の法人税収、合計 34,263,188 百万円が算出できる（表 4）。

（表 4） 法人税を累進税率とした場合の法人税収（2018年度）

	合計所得金額 ①	利益法人数 ②	1社当たり平均所得 ③ (①/②)	累進税率による 1社当たり法人税額 ④	累進税率による 法人税収 ⑤ (④×②)
(資本金階級別)					
100万円以下	1,233,551	154,906	8	40	61,962
100万円 超	137,311	23,910	6	30	7,173
200万円〃	2,862,298	382,986	7	35	134,045
500万円〃	5,619,778	274,100	21	245	671,545
1,000万円〃	2,449,863	71,154	34	570	405,578
2,000万円〃	6,721,839	78,096	86	1,870	1,460,395
5,000万円〃	6,053,310	27,853	217	5,145	1,433,037
1億円〃	5,286,868	8,852	597	15,615	1,382,240
5億円〃	1,681,307	1,272	1,322	44,210	562,351
10億円〃	5,462,510	2,377	2,298	88,130	2,094,850
50億円〃	2,997,468	534	5,613	237,305	1,267,209
100億円〃	26,306,050	759	34,659	1,544,375	11,721,806
連結 法 人	29,412,631	1,142	25,755	1,143,695	13,060,997
合 計	96,224,784	1,027,941			34,263,188

（出所）国税庁、平成30年度分「会社標本調査」をもとに、税理士菅隆徳が計算、作成。法人税率5%（所得800万円以下）、15%（所得2,000万円以下）、25%（所得5億円以下）、35%（所得10億円以下）、45%（所得10億円超）の5段階とし、超過累進税率を適用している。

合計所得金額=申告所得金額+受取配当益金不算入額等+引当金等増加額+連結納税によって相殺された所得金額を示しています。

この結果、2018年度の現行の法人税収は12兆386億円だが、(表4)のように34兆2,631億円と法人税収は22兆2,245億円増える。大企業優遇税制を廃止し、法人税も所得税と同様に累進課税にすれば、法人税収は2.8倍に増える。

②中小企業の負担は？

法人税を累進課税にすると、中小企業は現行よりも低い税率で課税されるから減税になる。現行税制の下での法人税額と、累進税率を導入した場合の法人税額を資本金規模別に比較すると、大企業は増税になるが、資本金5,000万円以下の中小企業は減税になる。

③日本の法人税は高いのか？

資本金規模別の法人税負担率は(図6)のように、資本金1億円超から5億円以下をピークに、資本金の規模が大きくなるほど負担率は下がっている。

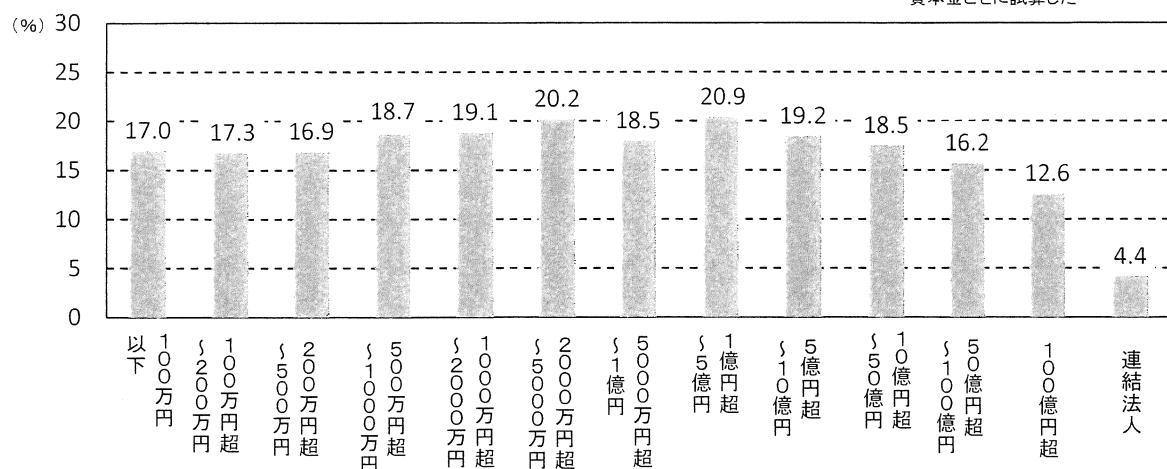
法人三税の国際比較(2018年1月現在)を見ると、(表5)のように日本は29.74%で、アメリカ、中国、イギリスよりも高い。財界は中国並みに25%まで引き下げると言っている。

しかし、これは表面的な法定税率を示しただけだ。しかも国によって制度や仕組みに違いがあり、優遇税制も異なるので、表面的な法定税率を比較しても全く意味がない。安倍前首相や財界は法定税率を「法人実効税率」といって、企業が実際に払っている税率のように思われているが、これはごまかしだ。既に述べたように法人税率は実際の負担率ではない。

(図6)

資本金階級別の法人税実質負担率(2018年度)

※実質所得金額に対する法人税の割合を
資本金ごとに試算した



(出所)国税庁、平成30年度分「会社標本調査」をもとに税理士菅隆徳が計算、作成。

(表5) 法人実効税率の国際比較(2018年1月現在)

日本	アメリカ	フランス	ドイツ	中国	イギリス
29.74%	27.98%	33.33%	29.83%	25.00%	19.00%

(出所)財務省資料

④大企業の法人税負担は中小企業の半分

(図6)の資料をもとに、大企業と中小企業の実際の税負担率を計算してみると、(表6)のようになる。

ここから大企業と中小企業の法人税の負担割合を比べてみると、大企業は9.5%で、中小企業18.8%のおよそ半分しか支払っていない。法人税負担の不公平な実態が見える。法人税の負担は、応能負担すなわち支払能力に応じて負担する原則に立つべきであり、大企業優遇税制を廃止して、適切な累進課税を導入すべきである。

(表6) 大企業、中小企業の実質法人税負担率 (2018年度)

	所得金額 ①	法人税額 ②	負担割合 ③ (②/①)
中小企業 資本金1億円以下	246,281 億円	46,283 億円	18.8%
中堅企業 資本金1～10億円	69,682	14,252	20.5%
大企業 資本金10億円超+連結法人	641,787	61,102	9.5%

(出所) 国税庁 平成29,30年度分「会社標本調査」「平成30事務年度、法人税等の申告

(課税) 事績の概況」をもとに、税理士菅隆徳が実質所得金額を計算し、作成。

(6) 格差是正の税制改革

コロナ対策には50兆円を超える巨額な財源が必要になる。当面の財源手当てはすべて国債で行い、数十年で返済していく仕組みになる。返済財源はどうするか。消費税増税で賄うか、「コロナ税」を新設して、国民に一律の負担を負わせるのか。いずれも国民を苦しめる不公平税制の拡大である。財源は不公平な税制をただし、能力に応じて公平に負担する、国民本位の税制改革の中にある。

筆者が共同代表をつとめる不公平な税制をただす会は、2020年6月18日、コロナ禍の中で、消費税に頼らず、必要な財源を確保する、税制改革の財源試算を発表した。

①所得税については1974年の税率を適用し累進課税を強化することで13兆1,752億円の增收となる(申告所得税)。②現行15%の株の儲けや配当所得を35%の源泉分離課税にすることで4兆9,999億円の增收となる(源泉所得税)。③相続税は消費税導入前の累進税率とすることにより、1兆1,079億円の增收となる。④法人税は大企業優遇税制を廃止し、所得税並みの累進税率を導入することで、22兆2,245億円の增收になる。合計41兆5,075億円の財源が生まれる。消費税に頼らず、コロナ税もつくらず、所得課税の総合累進化によって、これだけの収税が得られるのだ(表7)。

2020年9月19日、「安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合」は、「立憲野党の政策に対する市民連合の要望書」を発表し、各野党に提出した。その中で税制について、「消費税負担の軽減を含めた、所得、資産、法人、消費の各分野における総合的な税制の公

平化」「富裕層と大企業に対する負担の強化を図る」と述べている。消費税30年の日本の税制のゆがみを正し、所得格差是正の方向が示されている。

アベノミクス成長戦略を継承する菅政権には、日本の税制のゆがみを正し、公平な税制を実現する意思がない。政権交代で、国民本位の税制改革を実現させよう。

財源試算の増収合計

申告所得税	13兆1,752億円
源泉所得税	4兆9,999億円
個人留保所得5億円超への累進相続税	1兆1,079億円
法人税	22兆2,245億円
合 計	41兆5,075億円